

家主各位



火災を感知しない警報器では万一の備えになりません

本体交換の目安は10年

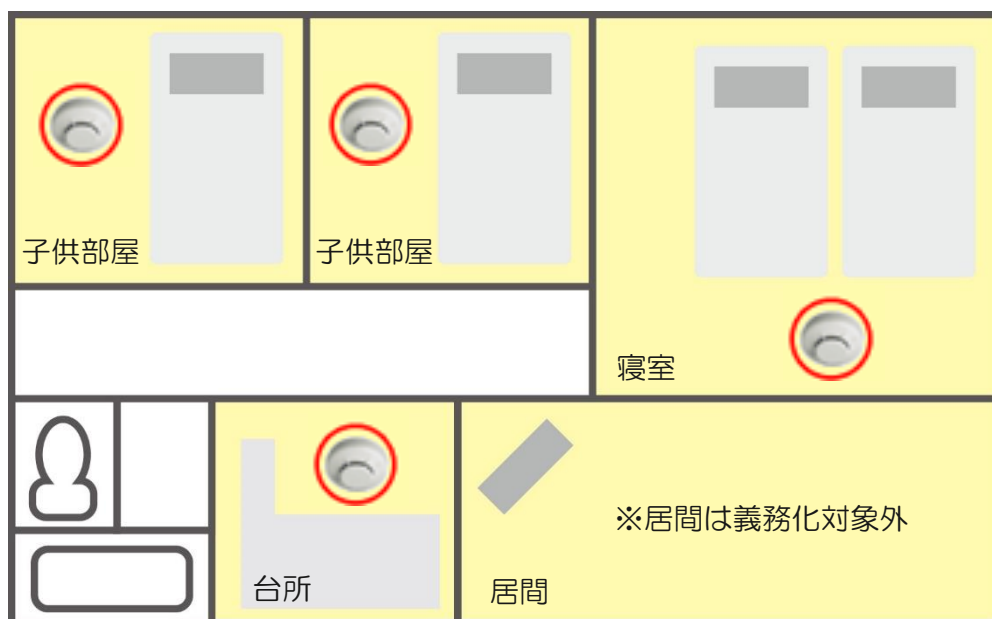
名古屋市消防局 × minitech

消防法によりすべての住宅に火災警報器の「設置」と「維持」が義務付けられています。（消防法第9条の2）

名古屋市では以下の期限で住宅用火災警報器の設置が義務付けられています

- 新築住宅：平成18年6月1日から義務化
- 既築住宅：平成20年6月1日から義務化

設置されている部屋は？（共同住宅）



名古屋市では条例で、火災警報器の設置場所を「寝室に使用する部屋」・「台所」と規定しております。居間は設置義務化の対象外ですが設置することも可能です。

住宅用火災警報器とは

■ 住宅用火災警報器の種類

「煙式」と「熱式」の2種類があります。原則、設置する機種は「煙式」です。

■ 設置場所

寝室、台所、階段室（戸建やメゾネットの場合）
※設置場所は市町村条例により若干異なり、台所の設置を推奨としている地域があります。



煙式

音声
警報

配線
不要

電池寿命
10年

【本件に関するお問い合わせ】 (株)ミニテック担当店まで